

計算書類に対する注記

1. 引当金の計上基準その他の計算書類の作成に関する重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

徴収不能引当金

金銭債権の徴収不能に備えるため、一般債権については徴収不能実績率等により、徴収不能懸念債権については、個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

退職給与引当金

大学及び短期大学並びに専修学校については、期末要支給額1,128,315,909円の100%を基にして私立大学退職金財団に対する掛金の累計額と交付金との繰入調整額を加減した金額を計上している。

高等学校及び幼稚園等については、期末要支給額1,609,627,446円から私学退職金団体からの交付金相当額を控除した額の100%を計上している。

賞与引当金

教職員に対する賞与の支給に備えるため、当年度に負担すべき支給見込額を計上している。

(2) その他の重要な会計方針

有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法に基づく原価法である。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法に基づく原価法である。

外貨建資産・負債等の本邦通貨への換算基準

外貨建短期金銭債権債務については、期末時の為替相場により円換算しており、外貨建長期金銭債権債務については、取得時又は発生時の為替相場により円換算している。

預り金その他経過項目に係る収支の表示方法

預り金に係る収入と支出は相殺して表示している。

食堂その他教育活動に付随する活動に係る収支の表示方法

補助活動に係る収支は純額で表示している。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 改正後の学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の適用

当年度から、学校法人会計基準の一部を改正する省令（令和6年文部科学省令第28号）に基づく改正後の学校法人会計基準を適用し、計算書類及びその附属明細書の様式を変更している。

(2) 賞与引当金の計上

学校法人会計基準の改正により、引当金の計上基準が明確化されたことに伴い、当年度から計上している。

3. 固定資産の減価償却額の累計額の合計額 20,022,438,587 円

4. 金銭債権の徴収不能引当金の合計額 0 円

5. 担保に供されている資産の種類及び額

担保に供されている資産はない。

6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額 なし

7. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策
第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

8. セグメント情報

(単位 円)

科目 \ セグメント	愛知産業大学	愛知産業大学 短期大学	幼稚園・高等学校 ・専修学校	その他	合計
教育活動収入計	1,536,432,671	142,936,126	4,122,283,256	22,383,849	5,824,035,902
教育活動支出計	1,835,674,668	153,410,030	3,783,118,208	239,961,740	6,012,164,646
教育活動収支差額	△ 299,241,997	△ 10,473,904	339,165,048	△ 217,577,891	△ 188,128,744
教育活動外収支差額	423,519	138,455	988,073	35,537,416	37,087,463
経常収支差額	△ 298,818,478	△ 10,335,449	340,153,121	△ 182,040,475	△ 151,041,281
特別収支差額	△ 1,415,819	4,212,296	△ 87,797,573	18,235,724	△ 66,765,372
基本金組入前当年度収支差額	△ 300,234,297	△ 6,123,153	252,355,548	△ 163,804,751	△ 217,806,653
基本金組入額合計	△ 62,312,026	△ 5,176,299	△ 92,101,741	△ 25,038,548	△ 184,628,614
当年度収支差額	△ 362,546,323	△ 11,299,452	160,253,807	△ 188,843,299	△ 402,435,267

(注1) セグメント情報は拠点区分別(設置学校・附属施設別)の収支情報の内訳を示すものであり、必ずしも理事会が経営資源の配分の決定及び業績を評価すること等を目的とした財務情報になっていない。

(注2) 各セグメントの主な区分方法は、拠点区分に応じて「愛知産業大学」「愛知産業大学短期大学」「幼稚園・高等学校・専修学校」「その他」に区分している。

(注3) 収入額及び支出額の各セグメントへの配分方法は、昭和55年11月4日付け文管企第250号文部省管理局長通知「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について(通知)」に記載の方法を適用している。

9. 重要な偶発債務

- (1) 当学校法人を被告とする損害賠償請求事件について、現在係争中であり、1億211万1,695円の損害賠償請求を受けている。
- (2) 当学校法人等を被告とする損害賠償請求事件について、現在係争中であり、1,744万2,500円の損害賠償請求を受けている。

10. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

(1) 有価証券の時価情報

①総括表

(単位 円)

	当年度 (令和 8年 3月31日)		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	0	0	0
(うち満期保有目的の債券)	(0)	(0)	(0)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	2,698,951,000	2,616,316,900	△ 82,634,100
(うち満期保有目的の債券)	(2,698,171,000)	(2,615,536,900)	(△82,634,100)
合 計	2,698,951,000	2,616,316,900	△ 82,634,100
(うち満期保有目的の債券)	(2,698,171,000)	(2,615,536,900)	(△82,634,100)
時価のない有価証券	0		
有価証券合計	2,698,951,000		

②明細表

(単位 円)

	当年度 (令和 8年 3月31日)		
	貸借対照表上額	時 価	差 額
債券	2,698,171,000	2,615,536,900	△ 82,634,100
株式	0	0	0
投資信託	0	0	0
貸付信託	0	0	0
その他	780,000	780,000	0
合 計	2,698,951,000	2,616,316,900	△ 82,634,100
時価のない有価証券	0		
有価証券合計	2,698,951,000		

(2) 純額で表示した補助活動に係る収支

純額で表示した補助活動に係る収支の相殺した科目及び金額は次のとおりである。

(単位 円)

支 出	金 額	収 入	金 額
補助活動支出	148,387,799	補助活動収入	186,263,583
計	148,387,799	計	186,263,583
純額			37,875,784

なお、資金収支計算書上は、補助活動収入37,926,214円及び補助活動支出50,430円が計上されています。これは、補助活動収入及び補助活動支出は部門ごとに純額処理を行い、その結果を資金収支計算書に集計する方法によっています。そのため、一部の部門において、補助活動収入の金額よりも補助活動支出の金額が上回り、純額処理によって、補助活動支出が50,430円の超過となりました。

この結果、資金収支計算書上の補助活動収入37,926,214円から補助活動支出50,430円を差引き、純額37,875,784円となります。